

七尾市避難計画(原子力)

平成28年6月1日 修正

七尾市

目 次

第1章 防護対策の目的、基本的考え方及び基本方針	1
1 目 的	1
2 基本的考え方	1
3 基本方針	1
第2章 避難等の基準	2
1 原子力災害対策重点区域の範囲	2
2 緊急事態における防護対策の基本的考え方	3
第3章 防護対策の決定	9
1 決定事項の伝達	9
2 防災関係機関への通知	9
第4章 防災業務関係者の防護措置	10
1 防護対策活動実施前	10
2 防災業務関係者の被ばく管理	10
第5章 広報及び指示、伝達	12
1 広報及び指示、伝達の実施	12
2 広報事項	12
第6章 屋内退避	13
1 屋内退避の指示、伝達	13
2 住民等への指示事項	13
3 屋内退避の解除	14
第7章 住民の避難体制	15
1 避難の指示、伝達	15
2 避難先の確保、周知	15
3 避難手段及び避難ルート等	15
4 スクリーニングの実施	17
5 学校等における対応	17
6 避難住民等への指示事項	17
7 避難所責任者について	18
8 避難所における住民等の留意事項	19

第8章 避難行動要支援者の避難体制.....	20
1 避難先の確保、周知.....	20
2 避難手段及び避難ルート等.....	20
第9章 避難先市町の受入について.....	21
1 避難所の開設、運営等.....	21
2 避難にかかる費用負担.....	21
第10章 今後の課題.....	22

- 《参考資料 1》 原発からの距離等に関する資料
- 《参考資料 2》 町会数及び人口(方位別、距離別)
- 《参考資料 3》 広報文(例)
- 《参考資料 4》 コンクリート屋内退避施設一覧
- 《参考資料 5》 避難先に関する資料
- 《参考資料 6》 避難ルート等に関する資料

本計画は、志賀原子力発電所で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生した場合において、住民等の被ばくをできるだけ低減するために、七尾市（以下「市」という。）が、原子力災害対策重点区域外への広域避難を行うなどの避難等の防護対策を実施することについて、石川県地域防災計画 原子力防災計画編 及び市地域防災計画 原子力災害対策編の「防護対策」の事項も踏まえ、避難の実施にあたり必要となる基本的事項を定めるものである。

なお、本計画は、市地域防災計画 原子力災害対策編の下部計画として策定するものであり、市地域防災計画 原子力災害対策編と連動し、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

第 1 章 防護対策の目的、基本的考え方及び基本方針

1 目 的

志賀原子力発電所で原災法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

2 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく、並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する

(1) 外部被ばくに関しては、

- ア 線源からできるだけ距離を隔てること。
- イ 放射線を遮蔽すること。
- ウ 放射線の被ばく時間を短くすること。

(2) 内部被ばくに関しては、

- ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

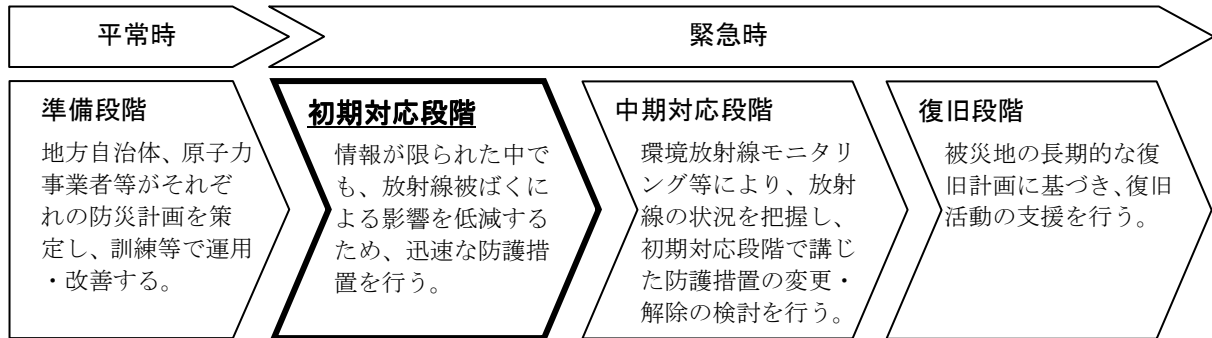
3 基本方針

- (1) 市全域の住民を、原子力発電所から半径 30 km 圏外へ円滑に避難できるよう、基本的な避難ルート、避難場所、避難方法を明示する。
- (2) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じた、対応方法を示す。
- (3) 避難行動要支援者の安全かつ迅速な避難を図る。

2 緊急事態における防護対策の基本的考え方

《緊急事態における防護対策の基本的な考え方の概要》

緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の4段階に区分する。



●放射性物質放出前

原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を3段階に区分し、防護措置を行う。

緊急事態区分	緊急事態レベル (EAL)	防護措置の概要	市の体制等
警戒事態 (事故等の発生)	【EAL1】 ・原子力規制委員会が必要と判断 ・震度6弱以上の地震発生 など	・防災体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始。	・市警戒体制の構築 (情報収集) ・住民広報の実施 (事故等の状況)
施設敷地緊急事態 (原災法10条)	【EAL2】 ・原子炉冷却材の漏えい ・全交流電源喪失(5分以上) ・原子炉制御室の使用不能 など	・PAZ内の住民等の避難準備及び避難行動要支援者の避難を実施する等の防護措置を行う。	・市災害対策本部の設置 (原則、全職員参集) ・住民広報の実施 (事故等の状況、状況に応じて屋内退避準備)
全面緊急事態 (原災法15条)	【EAL3】 ・原子炉を停止する全ての機能喪失 ・原子炉格納容器圧力が設計上の最高使用圧力に到達 など	・PAZ内の住民避難実施。 ・UPZ内の住民等の防護措置実施に備えた準備を開始。	・一時集合場所等への職員派遣 ・住民広報の実施 (状況に応じて、原則、屋内退避の実施)

●放射性物質放出後

原子力施設の状況に基づく判断ではなく、計測される空間放射線量率に基づく防護措置を行う。

運用上の介入レベル (OIL)	初期値	防護措置の概要
避難基準 (OIL 1)	500 μ Sv/h (地上1mでの放射線量)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する。
一時移転基準 (OIL 2)	20 μ Sv/h (地上1mでの放射線量)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する。

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、「準備段階」「初期対応段階」「中期対応段階」「復旧段階」の4段階に区分する。

緊急事態の各段階の取組みとして、

ア 「準備段階」では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価・改善する。

イ 「初期対応段階」では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ 「中期対応段階」では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理して、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ 「復旧段階」では、被災した地域の長期的な復旧の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

特に、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

(2) 緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、原子力施設の状況に応じ、緊急事態の初期対応段階を、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3段階に区分する。

初期対応段階の緊急事態区分の取組みとして

ア 「警戒事態」では、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や早期に実施が必要な避難行動要支援者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍P A Z内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

イ 「施設敷地緊急事態」では、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、国及び地方公共団体は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備する。

ウ 「全面緊急事態」では、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。

(3) 緊急時活動レベル（E A L）及び運用上の介入レベル（O I L）

ア 緊急時活動レベル（E A L）による避難基準（P A Z（概ね5 km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

【警戒事態】（E A L 1）の段階

P A Z内の避難行動要支援者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

【施設敷地緊急事態】（E A L 2：原災法10条の通報基準）の段階

P A Z内の住民等の避難準備、及び避難行動要支援者の避難を実施

【全面緊急事態】（E A L 3：原災法15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準）の段階

P A Z内の住民の避難を実施、U P Z内の住民等の屋内退避の実施及び避難準備

緊急事態区分及びE A Lの内容 <<原子力災害対策指針より抜粋>>

	警戒事態を判断するE A L	緊急事態区分における防護の概要
①	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
②	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	
③	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	
④	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	
⑤	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	
⑥	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	
⑦	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
⑧	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	
⑨	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	
⑩	重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	
⑪	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	
⑫	石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
⑬	石川県において、大津波警報が発令された場合。	
⑭	オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	
⑮	当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	
⑯	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における防護の概要
①	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
②	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。	
③	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	
④	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。	
⑤	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	
⑥	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	
⑦	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
⑧	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	
⑨	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
⑩	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
⑪	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	
⑫	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
⑬	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	
⑭	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑮	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における防護の概要
①	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
②	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
③	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
④	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
⑤	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	
⑥	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。	
⑦	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	
⑧	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	
⑨	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	
⑩	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
⑪	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
⑫	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
⑬	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑭	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

イ 運用上の介入レベル（OIL）の基準による避難（UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（OIL）の基準に照らし、国から避難の指示等が行われることとなっている。

OILと防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施 (移動が困難な者の一時移転を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm β線：13,000cpm(1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

なお、緊急事態区分やOILに基づき県や市がとるべき措置について以下に示す。

緊急事態区分、OILに基づき県や市がとるべき措置

警戒レベル 範囲	緊急事態区分		
	警戒事態段階（EAL1）	防護準備段階（EAL2）	防護実施段階（EAL3）
PAZ圏内（5km内）における対応	・避難行動要支援者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・避難行動要支援者の避難実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・避難の実施
UPZ圏内（30km内）における対応		・屋内退避準備	・屋内退避を実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
UPZ圏外（30km外）における対応	・避難行動要支援者の避難準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）	・避難行動要支援者の避難等受入 ・避難準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）	・避難者の受入

運用上の介入レベル 範囲	OIL		
	OIL1 即時避難	OIL4 除染実施	OIL2 一時待避
PAZ圏内（5km内）における対応			
UPZ圏内（30km内）における対応	・避難の実施	・体表面除染の実施	・一時移転の実施
UPZ圏外（30km外）における対応	・避難の受入	・体表面除染の実施	・一時移転の受入

第3章 防護対策の決定

1 決定事項の伝達

(1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合、県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）（知事）及び市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）（市長）に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

(2) 市本部長（市長）による避難の指示等

ア 市本部長（市長）は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。

イ 市本部長（市長）は、特定事象等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。また、今後の事故進展も考慮に入れた上で、今後、避難等に協力を求めると想定される防災関係機関についても連絡を行う。

ウ 市本部長（市長）は、避難等の指示を行った場合は、緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、市防災メール、緊急速報メール、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページなど、あらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供及び指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

エ 原子力災害等の発生により市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長（知事）は、市本部長（市長）に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

2 防災関係機関への通知

(1) 県本部長（知事）は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は市本部長（市長）が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、七尾海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請することとなっている。

(2) 市は、関係防災機関に対し、防護対策の対象となる範囲や人数等の情報について、自ら又は県や原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を通じて情報提供を行う。

※原子力災害合同対策協議会：大量の放射性物質を放出するような緊急事態が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される組織のことで、国、県、関係市町、原子力事業者などによって構成され、情報を交換・共有し、相互に協力しながら対策活動を推進する。

第4章 防災業務関係者の防護措置

1 防護対策活動実施前

- (1) 屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務関係者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

防護資機材

防 護 服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、市、国、県及び防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。
- (2) 市は、防災対策の拠点施設を設け、防災業務関係者の被ばく管理が行える体制を整備する。
- (3) 市は、防災業務関係者の被ばく管理として、以下のような対応を徹底する。
- ① 身体汚染の防護のための防護服や手袋等の着用
 - ② 被ばく線量管理用のための線量計の装備
- (4) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
- (5) 防災業務関係者は、外部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
- ① 遮へい物による放射線影響の軽減
 - ② 放射線源から離れることによる放射線影響の軽減
 - ③ 作業時間の短縮による放射線影響の軽減
- (6) 防災業務関係者は、内部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
- ① マスクや呼吸保護具を用いた放射性物質の吸入摂取防護
 - ② 汚染飲食物や汚染区域での飲食禁止などの経口摂取防護
 - ③ 防護服の着用による放射性物資の皮膚や創傷吸収の防護
- (7) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

放射線業務従事者に対する線量限度

対象者の区分		実効線量限度	等価線量限度（組織・臓器）		
		（全身）	皮膚	目の水晶体	腹部
妊娠中の女子		1 mSv 〔 出産までの間※ の内部被ばく 〕	500 mSv / 年	150 mSv / 年	2 mSv （出産までの間※）
女子		5 mSv / 3月			—
上記以外の 放射線業務従事者		100 mSv / 5年 50 mSv / 年			—
緊急時	災害拡大防止・ 人命救助等の 作業員	100 mSv （累積）	1 Sv (=1,000 mSv) （累積）	300 mSv （累積）	—
	上記以外の作業員	50 mSv （累積）	—	—	—

※本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間

第5章 広報及び指示、伝達

1 広報及び指示、伝達の実施

市は、県とともに、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

なお、広報の実施にあたっては、緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、市防災メール、緊急速報メール、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページなどあらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

※参考資料3：広報文(例)

また、市長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること。
- (2) 正確に伝えること。
- (3) 簡潔に伝えること。
- (4) 明瞭に伝えること。
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること。
- (6) 最新の情報であること。
- (7) あいまいな情報は慎むこと。
- (8) 礼儀正しく伝えること。
- (9) 繰り返し行うこと。

2 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 市、国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示
- (6) 屋内退避又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

第6章 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、七尾市では、志賀原子力発電所から約10km圏に設置している「豊川公民館」を、豊川地区の屋内退避施設として位置づけ、避難行動要支援者がより長時間の屋内退避に耐え得るように、放射線防護対策の機能拡充を図るものとする。

※参考資料4：コンクリート屋内退避施設及び放射線防護対策施設一覧

1 屋内退避の指示、伝達

- (1) 市本部長（市長）は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、屋内退避区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 市は、住民等に対して、緊急防災情報告知システム、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避の広報を実施する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

2 住民等への指示事項

市は、屋内退避を実施するときは屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民等は、原則として屋内にとどまること。
- (2) 外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。
なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること。
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること。
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

- (7) テレビ、ラジオ及び緊急防災情報告知システム等による市及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (8) 電話による問い合わせは控えること。

3 屋内退避の解除

市は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に周知する。

- (1) テレビ、ラジオ及び緊急防災情報告知システム等による市及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (2) 市が町会長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに町会長等を通じて提出すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

第7章 住民の避難体制

1 避難の指示、伝達

市本部長（市長）は、内閣総理大臣や県本部長（知事）から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、避難対象区域に対して緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、市防災メール、緊急速報メール、広報車、ケーブルテレビ、市ホームページ等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県及び市は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

2 避難先の確保、周知

(1) 市は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した町会単位での避難先について、県とともに住民に事前に周知する。

※ 参考資料5：避難先に関する資料

(2) 市は、独自に締結した災害時応援協定等に基づき住民避難の実施を進める場合は、広域避難の調整を行う県や国等に相談して対応する。

(3) 市は、独自に締結した災害時応援協定等以外の市町等に住民避難を実施する場合、県に受入先の市町、避難所などの調整を要請するとともに、避難準備を整える。

(4) 市は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民に対し広報を行う。

(5) 市は、避難先の周知に関して、県や避難先市町等の協力を得て、避難者に最新の情報を提供できるよう努める。

(6) なお、あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、市は、県に対して他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請する。

(7) 市は、あらかじめ選定した避難先と違う場所に避難先を確保した場合には、あらかじめ選定した避難先でも避難場所が変更になった旨の案内を行うよう、避難先関係者と調整する。

(8) 住民は、絶えず市が発信する情報に注目し、自分たちの避難先がどこであるかを絶えず確認する。

3 避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、市、国、県や自衛隊等の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

ア 陸上避難の場合

- a. 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。
- b. 自家用車で避難する住民は、避難行動要支援者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。
- c. 市は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて、あらかじめ地域ごとに一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。
- d. 自家用車以外の避難手段を確保した場合、市は、国や県、関係する機関等とともに、より多くの住民避難に活用できるよう運行ルート等について検討し、運行者等へ提示する。

イ 海上避難の場合

- a. 能登島に架かる両橋（能登島大橋及び中能登農道橋（ツインブリッジ））が通行不能となった場合などは、国等が手配する船舶等により避難する。
- b. 国等が手配する大型の船舶は、能登島の漁港等に着岸できないため、七尾第一ふ頭又は七尾港沖に停泊する。
- c. 能登島からの避難にあたって、住民は最寄りの漁港等まで、自家用車等で移動し、能登水難救済会等の協力を得て、七尾港第一ふ頭又は七尾港沖合の船舶まで移動し、UPZ圏外へ避難を行うものとする。

(2) 基本的な避難ルート

ア 市は、避難を行う際に使用することが想定される基本的避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

なお、基本的避難ルートは、国道、県道などの主要な幹線道路とする。

※ 参考資料6：避難ルート等に関する資料

イ 市は、避難ルートのうち、市の管轄する道路について、パトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行う。

ウ 避難を円滑に実施するため、市は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における市管理道路の交通規制・交通誘導體制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

(3) 避難の誘導及び確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記によるものとする。

ア 避難誘導時の警察、消防との連携

市は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、七尾警察署と避難対象地域及び避難誘導の調整及び確認等をするとともに、七尾鹿島消防本部及び消防団と協力して、避難対象地域の避難指示等の広報及び避難誘導を実施する。

イ 避難誘導時の地域との連携

市は、避難対象地域の一時集合所（各地区公民館）へ市職員を派遣し、避難対象地域の自主防災組織等と連携し、自力で避難が困難な住民の誘導・保護及びバス避難の対応にあたる。

ウ 避難対象地域の避難完了の確認方法

各自主防災組織及び消防団が可能な限り、各戸訪問を実施し、確認する。

エ 避難完了

各自主防災組織及び消防団は避難の確認を完了した後、市へ「避難完了」を報告する。

4 スクリーニングの実施

- (1) 市は、国、県が避難住民に対して汚染拡大防止等のためスクリーニングや除染の実施に協力する。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、市は県と連携して、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行う。

5 学校等における対応

- (1) 市は、学校等が避難区域となる場合において、対象となる学校等の施設管理者に対して、避難指示の連絡を行うとともに、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、石川の学校安全指針等に基づき避難計画等を策定する。
- (3) 市は、学校等から児童・生徒の避難状況について逐次情報を得るとともに、事故の状況や、輸送手段確保の状況を踏まえ、速やかに避難対応に努める。
- (4) 市は、学校等の避難状況について、合同対策協議会のほか、避難住民等に最新の情報を提供できるよう努める。

6 避難住民等への指示事項

市長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 市長又は町会長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難の指示を確認すること。

7 避難所責任者について

市は、避難所に避難所責任者をおく。

できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、市職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制に移行する。（第9章1（1）エと同じ）

(1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、市災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、市は避難住民の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務について、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

- ・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次、市災害対策本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
- ・常に市災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- ・住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。
- ・市災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- ・避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

(2) 避難所における情報の提供

市は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、市及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

8 避難所における住民等の留意事項

住民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

第8章 避難行動要支援者の避難体制

1 避難先の確保、周知

(1) 在宅の避難行動要支援者

- ア 市は、避難行動要支援者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
- イ 避難先市町は、避難行動要支援者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
- ウ 市は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。
- エ 市は、避難の実施に通常以上の時間がかかり、避難行動により健康リスクが高まる避難行動要支援者にあつては、放射線防護対策が講じられた施設に屋内退避できるように努める。
- オ 市は、同号エにおける避難行動要支援者について、特に豊川地区では、放射線防護対策の機能拡充が施されている「豊川公民館」へ計画的に誘導するよう努める。
- カ 市は、放射線防護対策が講じられた施設について、平時より備蓄物資の把握、機器の点検及び操作の習熟に努める。

(2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

- ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。
- イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、市は県と連携して、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。
- ウ 市は国、県と連携して、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
- エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。
- オ 放射線防護対策の機能拡充が施されている「公立能登総合病院」の施設管理者は、平時より備蓄物資の把握、機器の点検及び操作の習熟に努める。

2 避難手段及び避難ルート等

- (1) バス、福祉車両等の避難手段のうち、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかについては、市が、国、県とともに、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第9章 避難先市町の受入について

1 避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者と協力して行う。

イ 避難開始当初は、市は避難住民の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、市と避難先市町の職員が協力して実施する。

ウ 市は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、市職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。

オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先市町側で引き続き行う。

(2) 避難物資の確保

ア 避難所への食料や毛布等避難物資については、市は県と連携し、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

イ 市は、支援物資に関し、避難者へ適切に配布できるよう、避難所ごとにニーズの把握に努めるとともに、必要な物資について、県や国等と連携し確保に努める。

ウ 市は、県等と連携し、避難住民の健康調査を実施するなど、避難者の体調管理に努めるとともに、仮設住宅の建設や空き住居の確保、ホテル等の確保を図り、避難者をできるだけ早期に避難施設以外の場所に移転するように努める。

(3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。

2 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。

第 10 章 今後の課題

- 1 国が定めた「原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）」は、安定ヨウ素剤の投与等、現在も検討中の課題を残しており、国の検討の進捗を待って本計画に反映する。
- 2 現在、富山県への避難について協議中であり、協議成立後、本計画に反映する。

附則

- 1 この計画は、平成26年3月31日から施行する。
- 2 なお、七尾市退避等措置計画は廃止する。

(参考) 作成理由：平成24年9月「原子力災害対策特別措置法」及び「防災基本計画」の改正、平成24年10月「原子力災害対策指針」の策定、並びに、平成25年3月「石川県地域防災計画原子力防災計画編」の修正、平成25年3月「七尾市地域防災計画原子力災害対策編」の修正に伴い作成

附則

- 1 この計画は、平成28年6月1日から施行する。

(参考) 修正理由：放射線防護対策施設の用途の明記、平成25年6月「災害対策基本法」の改定に伴う表記の修正、及び能越自動車道七尾氷見道路の全線開通に伴う能越自動車道利用区間の修正